

I 安全・安心な農産物生産

県では6月21日から8月20日までの2ヶ月間、農薬危害防止運動を実施している。

病虫害防除に当たっては、耕種的対策や物理的対策を積極的に導入し、農薬に過度に依存しない防除を計画的に実践する。また、農産物の安全性を確保するため、農薬の適正使用と栽培管理記録簿記帳などの生産工程管理を徹底するとともに、農薬の適正な保管、管理等により農薬が原因となる事故のないように十分に注意する。

1 安全・安心な農作物の生産

- (1) 病虫害の発生しにくい環境づくりのため耕種的対策や物理的対策を組み合わせ、農薬だけに頼らない防除対策の指導を図る。また、こまめなほ場観察による病虫害の早期発見、正確な診断に基づく適切な対策を講じる。
- (2) 農薬の使用に当たっては、農林水産省登録番号のある農薬を使用し、かつ適用作物、使用濃度や使用量、使用回数及び収穫前使用日数を遵守する。
- (3) 合成ピレスロイド剤等を使用する場合は、市町村農作物有害動植物防除協議会等で定めた地区に限って使用し、蚕・魚類に対する被害を防止する。
- (4) 農薬には、ミツバチやマルハナバチなどの有用昆虫に対し長期間影響のある薬剤があるため、薬剤の選定に留意するとともに、養蜂業者等に対して防除計画の事前周知を行う等連携を密にし事故防止に努める。
- (5) 農薬に対する耐性菌・抵抗性害虫出現防止のため、同一成分の農薬の連用散布にならないよう薬剤を選択する。
- (6) 薬剤散布に当たっては、周辺の住民、環境、作物に十分配慮し、飛散防止対策を講じる等地域住民や養蚕農家、たばこ耕作者、養蜂業者等に損害が生じないようにする。
- (7) 病虫害防除実施後は、直ちに栽培管理記録簿の記帳等、管理作業の記帳を必ず行う。
- (8) 収穫作業の前には、記帳した防除実績と使用した農薬の使用基準を必ず確認する。特に、収穫時期が早まる場合などは厳重に行う。

2 農薬の飛散防止対策

飛散防止に当たっては、単一な方法でなく複数の方法を組み合わせるとともに、隣接、周辺生産者等との連携を密にすることが重要である。

- (1) 風向と風速
 - ・風が強い日中の散布を避け、風の弱い早朝や夕方に行う。
 - ・風下に他作物や河川、住宅等がある場合は、特に注意を払う。
- (2) 散布方向や散布位置
 - ・園地の端部では、園地の外側から散布する。特に、農薬が飛散しやすいSSでは端列を手散布にする。
 - ・作物のない空間に無駄な散布をしないように、不要な場合はノズルを止める（特に真上方向）。
 - ・ノズルと作物の距離が開きすぎると風にあおられやすくなるので、できるだけ作物の近くから散布する。

- (3) 散布ノズルと散布圧力
 - ・ 散布圧力を上げすぎないようにする（粒径が細かくなるため）。
 - ・ 散布ノズルは、使用目的に合わせた適度な噴霧粒径のノズルを選択する。ドリフト低減型ノズルも有効である。
- (4) 適正な散布量
 - ・ 散布量が多くなるほど飛散しやすくなるので、適正な散布量で散布する。
 - ・ 散布量が少ないと防除効果が劣るので、作物の生育量にあわせて適正量を散布する。
- (5) 風量の調節
 - ・ S S では過大な風量は避けて散布する。
- (6) 近接作物生産者との連携・調整
 - ・ 近接作物の収穫時期を考慮した散布計画、散布時期、緩衝地帯設定等の協議など近接作物の生産者と十分に連絡をとる。
- (7) 遮蔽シート・ネット等の設置
 - ・ 境界に防風ネットを設置する。
 - ・ ドリフトが懸念される作物をシートで被覆する。
 - ・ ソルゴーなど障壁作物を園の周辺に植栽する。
- (8) 飛散（ドリフト）しにくい剤型の利用
 - ・ 粉剤や液剤をドリフトしにくい剤型（粒剤、育苗箱施用剤等）に変更する。
- (9) 有人ヘリ、無人ヘリを使用するときの対策
 - ・ 風速などの作業環境に注意し、国の通知等で定められた散布方法（飛行高度、飛行速度等）を遵守するとともに、関係機関、団体が連携して事前周知等の被害防止対策に努める。
 - ・ 散布区域における他作物の作付け状況等を事前に把握し、散布除外地設定等の必要な対策を行う。
- (10) 中長期的対策
 - ・ 作付場所の団地化を進めて混植の改善を図る。
- (11) その他
 - ・ 農薬使用後は、調合タンク、ホース等の散布器具はきれいに洗浄する。